第十二章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第五十条　この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第三条の二第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第五条第一項、第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八条第二項若しくは第三項、第三十条、第三十一条、第三十八条第一項から第四項まで、第四十条、第四十一条、第四十五条第二項、第四十七条第一項から第三項まで、第四十九条の六又は第四十九条の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2　教育課程等特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第五十一条　［略］

［条を削る。］

（段階的整備）

第五十二条　新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

別表第一（第二十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の基幹教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の一学科の基幹教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の基幹教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の一学科の基幹教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の基幹教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の基幹教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の幹教員数
［略］									

備考

一　この表に定める基幹教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学若しくは専門職短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学及び専門職短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。

［章を加える。］

第五十条　［同上］

（その他の基準）

第五十一条　専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第五十二条　新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

別表第一（第二十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の一学科の教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の教員数
［同上］									

備考

一　この表に定める教員数の三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める教員数には、第二十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（ロの表において同じ。）。